二三七　政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十二年分）を公表する件　八 155 三六

二三八　政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十三年分）を公表する件の一部を訂正する件　八 155 三〇

二三九　政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十四年分）を公表する件の一部を訂正する件　八 155 三一

二四〇　政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十五年分）を公表する件の一部を訂正する件　八 155 三二

二四一　政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十六年分）を公表する件の一部を訂正する件　八 155 三二

二四二　政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十七年分）を公表する件の一部を訂正する件　八 155 三三

二四三　政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十八年分）を公表する件の一部を訂正する件　八 155 三四

二四四　政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十九年分）を公表する件の一部を訂正する件　八 155 三六

二四五　政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十六年分～平成二十九年分）を公表する件　八 155 四一

二四六　政治資金規正法の規定による政治団体の解散に係る収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十六年分・平成二十九年～平成三十年分）を公表する件　八 155 四四

二四七　国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律の規定により、政党事務所周辺地域を指定する件　一八 二

二四八　無線局免許手続規則の規定により、簡易な免許手続を行なうことのできる無線局を定める件の一部を改正する件　二〇 164 一二

二四九　電波法施行規則の規定により許可を要しない工事設計の軽微な事項を定める等の件の一部を改正する件　二〇 164 一二

二五〇　無線従事者の資格を要しない簡易な操作を定める件の一部を改正する件　二〇 164 一三

二五一　端末設備等規則の規定によることが著しく不合理な移動電話端末等及びその条件を定める件の一部を改正する件　二〇 164 一三

二五二　端末設備であって電波を使用するもののうち、利用者からの接続の請求を拒めないものを定める件の一部を改正する件　二〇 164 一四

二五三　端末設備であって電波を使用するもののうち、利用者からの接続の請求を拒めないものを定める件の一部を改正する件　二〇 164 一四

二五四　端末設備等規則の規定に基づく識別符号の条件等を定める件の一部を改正する件　二〇 164 一五

二五五　外国の無線局の無線設備が電波法第三章に定める技術基準に相当する技術基準に適合する事実を定める件の一部を改正する件　二〇 164 一八

二五六　簡易無線局の無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置、発射可能な周波数及び空中線電力、送信時間制限装置及びキャリアセンスの技術的条件を定める件の一部を改正する件　二〇 164 一九

二五七　小規模な船舶局に使用する無線設備として総務大臣が別に告示する無線設備を定める件の一部を改正する件　二〇 164 一九

二五八　登録検査等事業者等規則第十七条及び別表第五号第三の三⑵の規定に基づく登録検査等事業者が行う検査の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件の一部を改正する件　二〇 164 一九

二五九　登録検査等事業者等規則第二十条及び別表第七号第三の三⑵の規定に基づく登録検査等事業者等が行う点検の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件の一部を改正する件　二〇 164 一九

二六〇　周波数割当計画の一部を改正する件　二〇 164 二〇

二六一　電波法第四条第三項の規定に基づき電波法第三章に定める技術基準に相当する基準として総務大臣が指定する技術基準を定める件の一部を改正する件　二〇 164 二一

二六二　電波法施行規則第六条の二の三の規定に基づき同条に規定する総務大臣が別に告示する条件を定める件の一部を改正する件　二〇 164 二二

二六三　電波法第四条の二第七項の規定に基づく同条第二項の同法第三章に定める技術基準に相当する技術基準として総務大臣が指定する技術基準を定める件　二〇 164 二三

二六四　電波法施行規則第六条の二の四に規定する総務大臣が別に告示する条件を定める件　二〇 164 二三

二六五　無線設備が法第四条の二第二項の法第三章に定める技術基準に相当する技術基準として総務大臣が指定する技術基準に適合する事実の確認方法を定める件　二〇 164 二四

二六六　電気通信事業法第五十二条第一項に定める技術基準に相当する技術基準として総務大臣が別に告示する技術基準を定める件　二〇 164 二四

二六七　政党助成法第六条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件　二一 165 一〇五

二六八　政党助成法第二十四条第一項の規定による合併に関する届出があったので公表する件　二一 165 一三四

二六九　平成三十一年度地方債計画を公表する件　二二 168 七

二七〇　漁業局の通信時間割を定める件の一部を改正する告示　二二 四

二七一　区の境界の確定の件　二六 168 一七